

東大阪市上下水道局建設工事に係る設計業務等委託指名選定要綱

令和 2 年 3 月 2 5 日

東大阪市上下水道局内規第 上 5 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、本市（水道事業会計に係るものに限る。）における主要な建設工事に係る設計業務等委託契約（以下「委託契約」という。）の指名競争入札等に参加する者（以下「業者」という。）を適性かつ公平に選定するとともに、その確実な履行と業務の円滑な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(指名の基準)

第 2 条 業者を指名しようとするときは、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 経営及び信用状況
- (2) 不誠実あるいは不正行為の有無
- (3) 既成業務委託の成績
- (4) 手持ち委託契約の状況
- (5) 本市及び他官公庁等の履行実績
- (6) 当該業務委託の施行についての技術的適正
- (7) 既成業務委託との関連

(指名の制限又は除外)

第 3 条 業者の指名に際して、前条第 1 号から第 3 号に掲げる事項について不良又は不適格なものに該当する者は、その指名を制限又は除外することができる。

(指名業者の数)

第 4 条 発注予定金額に対応する指名業者の数は、概ね別表 1 のとおりとする。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 業務委託が同時期に多く出る場合
- (2) 特殊な技術又は、機械器具を必要とする場合
- (3) 緊急その他特別の事由がある場合

(その他)

第5条 この内規に定めのない事項又は、この内規により難しい場合については、東大阪市上下水道局建設工事指名選定要綱（令和2年東大阪市上下水道局内規第上4号）を準用し、かつ、必要に応じて東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

(発注予定金額)	(指名業者数)
単価契約委託	5者以上
500万円未満	5者以上
500万円以上 1,500万円未満	6者以上
1,500万円以上 3,000万円未満	7者以上
3,000万円以上	8者以上